

保 存 版

千駄谷小学校 P T A 規約

- 第 1 条 (名 称) 本会は千駄谷小学校 P T A といい、事務所は千駄谷小学校におく。
(住所:東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-4-1)
- 第 2 条 (目 的) 本会は会員相互の協力により、子供の幸福な成長発達をたすけ、また相互の教養を高め親睦を図ることを目的とする。
- 第 3 条 (性 格) 本会は自主独立の団体として他のいかなる団体・機関の支配も受けない。また学校管理運営には干渉しない。
- 第 4 条 (会 員) 本会の会員は本校在籍児童の保護者および教職員とする。
- 第 5 条 (会 計) 本会の経費は会費およびその他の収入でまかなう。この会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。会費は児童 1 人当たりとし、その月額は総会で決める。会計は総会で議決された予算に基づいて処理する。但しやむを得ない場合は、運営委員会の議を経て支出の変更を行なうことが出来る。
- 第 6 条 (役 員) (1)組織と任務
会長……1 名(保護者)。会の代表者で、会務の総括・総会・運営委員会の招集。
会長補佐……2 名(保護者)。会長の補佐、会長不在時の代理。
副会長…5 名以上(保護者 4 人以上、教職員 1)。会務全般の調整。
書記……3 名(保護者 2、教職員 1)。会務の連絡と記録、備品消耗品の管理。
会計……3 名(保護者 2、教職員 1)。予算の立案、決算の処理、その他会計の事務一切。
(2)任期
保護者役員の任期は 1 年とし、再任できるものとする。その際は、前年度最終運営委員会にて承認されることを条件とする。教職員役員の任期は 1 年とする。
役員に欠員が生じた時は、運営委員会の指名をもって補充し、任期はその残存期間とする。
(3)優先権と特典
(ア)役員は任期終了次年度において、各クラスにおいて、全ての役を優先的に選ぶ権利を持つ。
(イ)任期終了した役員は、その時点において千駄谷小学校に通学する子供が卒業するまでの間、役員及び各クラス三役・委員・係を免除される特典を有する。
(ウ)本人が望む場合はいかなる役にもつくことができる。
- 第 7 条 (会計監査)保護者 2 名、教職員 1 名で組織し年 1 回(年度末)会計の監査を行う。
任期、優先権および特典は役員と同じとする。
- 第 8 条 (校 長) 校長は P T A の全ての集会に出席して意見を述べる事が出来る。
- 第 9 条 (会 議) (1)総 会
(ア)定期総会(年 1 回とし、年度始めより 3 ヶ月以内に開催。)
定期総会は前年度決算報告及び承認、予算案の審議決定。
各部前年度活動報告及び本年度事業計画承認。本年度新役員、会計監査の選任。
(イ)臨時総会
臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員世帯数の 1/6 以上の要求があった場合は、会長は総会を招集しなければならない。

(ウ)総会の告示

総会の日時・場所・議題は、5日以上前に文書をもって告示しなければならない

(エ)総会の議決

定足数は会員世帯の 1/6 とし、委任状をもって他に委任した者は、出席者とみなし、過半数で議決する。可否同数の場合は議長が決める。

(2)運営委員会

(ア)組 織

役員、各部の正副部長及び学年部全員。

各部代表の教職員。

必要に応じ特別委員会の正副委員長を加えることが出来る。

(イ)任 務

各部立案の事業計画の審議。総会への審議の立案。

会の運営上の事項の審議。役員・会計監査の前提選任。

第 10 条 (部 会) (1)組織と活動内容

次の部をおく。

学年部……各学級より 2 名、教職員若干名。

各学年・学級の連絡、会員相互の理解を深め、教養を高める活動を行う。

各学年の代表者を決め、部の連絡・調整をはかる。

広報部……各学年より 1 名、教職員若干名。広報活動を行う。

校外部……各学年より 3 名(地区を考慮する)教職員若干名、児童の校外生活の指導、及び地域社会との連絡、調整をはかる。

各部には部員の互選により正副部長を定める。

(2)任 期

正副部長の任期は 1 年とし、再任出来る。

第 11 条 (特別委員会) 選考委員会のほか、運営委員会で承認された特別委員会を置くことが出来る。

第 12 条 (役員・会計監査の選出)

(1)推薦方法

役員・会計監査の選出は、選考委員会が推薦する。

選考委員会の構成及び選出方法については別に定める。

(2)選任方法

選考委員会により推薦された役員・会計監査は、前年度最終運営委員会に出席した会員の挙手により暫定選任され、本年度定期総会において正式選任される。

第 13 条 (サークルの設置)

会員は運営委員会の承認を経て、第 2 条、第 3 条に基づいたサークルを設置することが出来る。サークルの運営は会員の合議で行われるものとし、活動計画については運営委員会の承認を受ける。

第 14 条 (細 則) 本会の運営に必要な細則は運営委員会の議を経て定める。

第 15 条 (慶弔規定) 別に内規を定める。

第 16 条 (規約の改正) 総会で 2/3 以上の賛成により改正することが出来る。

第 17 条 (予備費の活用) 予備費を活用する際は、予算案を明確にし定期総会及び臨時総会にて審議決定する。

令和 4 年 3 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日施行